

<h1>静岡市報</h1>	No. 16
	静岡市葵区追手町5番1号
	発行所 静岡市役所
	編集兼発行人 静岡市長
	発行日 毎月1日・随時

目 次

条 例

- 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例・・・・・・・・・・ 6
- 静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例・・・・・・・・・・ 8
- 静岡市恩田原スポーツ広場条例・・・・・・・・・・ 10
- 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例・・・・・・・・・・ 13
- 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例・・・・・・・・ 14
- 静岡市税条例等の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 15
- 静岡市手数料条例の一部を改正する条例・・・・・・・・・・ 25
- 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例・・・・・・ 26

規 則

- 静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 28
- 静岡市会計規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 30
- 静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 31
- 静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・ 38
- 静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 39
- 静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・ 42

告 示

- 地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 46
- 地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示の一部改正・・・・・・・・・・ 47
- 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法

第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細
則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示・・・・・・・・・・・・・・・・48

＜本号で掲載された条例のあらまし＞

◇ 静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例（令和2年静岡市条例第71号）

地方自治法の一部改正に伴い、市長等の本市に対する損害を賠償する責任の一部を免れさせることについて、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例（令和2年静岡市条例第72号）

新型コロナウイルス感染症に関連する医療、福祉、介護及び子育て・教育に係る施策の実施に要する経費の財源に充てるための基金を設置するため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市恩田原スポーツ広場条例（令和2年静岡市条例第73号）

恩田原スポーツ広場の設置及び管理について、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例（令和2年静岡市条例第74号）

地方独立行政法人法の一部改正に伴い、地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任の額について、必要な事項を定めるため、本条例を制定することとした。

◇ 静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第75号）

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための検診・検査等業務に係る特殊勤務手当の特例の創設について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市税条例等の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第76号）

地方税法等の一部改正に伴い、個人の市民税に係る所得控除の対象の追加等について、所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市手数料条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第77号）

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部改正に伴い、個人番号の通知カードが廃止されたため、再交付に係る手数料について所要の改正をすることとした。

◇ 静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例（令和2年静岡市条例第78号）

号)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部改正に伴い、教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置について、所要の改正をすることとした。

条 例

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第71号

静岡市長等の損害賠償責任の一部免責に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項の規定に基づき、本市の市長、委員会の委員若しくは委員又は職員（法第243条の2の2第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。以下「市長等」という。）の本市に対する損害を賠償する責任（以下「損害賠償責任」という。）の一部を免れさせることに関し必要な事項を定めるものとする。

(損害賠償責任の一部免責)

第2条 市長等の損害賠償責任については、市長等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、損害賠償責任の原因となった行為を行った日を含む会計年度において在職中に支給され、又は支給されるべき法第203条の2第1項若しくは第4項又は第204条第1項若しくは第2項の規定による給与（扶養手当、住居手当、通勤手当又は単身赴任手当が支給されている場合には、これらの手当を除く。）の1会計年度当たりの額に相当する額として地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条第1項第1号に規定する総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を市長等が賠償の責任を負う額から控除して得た額について、免れさせる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 人事委員会、農業委員会若しくは固定資産評価審査委員会の委員、消防長又は公営企業管理者 2
- (4) 職員（前2号に掲げる職員を除く。） 1

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第72号

静岡市新型コロナウイルス感染症関連施策基金条例

(設置)

第1条 令和2年に流行が拡大した新型コロナウイルス感染症に関連する医療、福祉、介護及び子育て・教育に係る施策の実施に要する経費の財源に充てるため、新型コロナウイルス感染症関連施策基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げるものの合計額とする。

- (1) 新型コロナウイルス感染症に関連する医療、福祉、介護及び子育て・教育に係る施策を推進するための寄附金
- (2) 予算の定めるところにより、基金として積み立てる額
- (3) 第4条の規定により基金に編入する金額

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

- 2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、静岡市一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、第1条に規定する目的を達成するための経費の財源に充てる場合に限り、予

算の定めるところによりその全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市恩田原スポーツ広場条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第73号

静岡市恩田原スポーツ広場条例

(設置)

第1条 静岡市は、市民がスポーツ、レクリエーション等に親しみ、及び地域のコミュニティ活動に取り組むための拠点を提供することにより、市民スポーツの推進及び市民の地域における交流の促進を図るため、次の施設を設置する。

名称	位置
静岡市恩田原スポーツ広場	静岡市駿河区恩田原82番地

(開場時間)

第2条 静岡市恩田原スポーツ広場（以下「広場」という。）の開場時間は、午前7時から午後9時までとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第3条 広場の休場日は、12月29日から翌年の1月3日までの日とする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、これを変更し、又は臨時に休場することができる。

(利用の許可)

第4条 広場を利用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可の際、管理上必要な条件を付けることができる。

(利用の不許可)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 広場の管理上支障があると認めるとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、その利用を不相当と認めるとき。

(使用料の納付)

第6条 広場の夜間照明施設について第4条第1項の規定による利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、別表に定める使用料を前納しなければならない。ただし、市長が特に納期を定めたときは、この限りでない。

(使用料の減額又は免除)

第7条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第8条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

(1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなくなったとき。

(2) 利用者が利用の許可の取消しを申し出て、市長が相当の理由があると認めるとき。

(利用の目的の変更等の禁止)

第9条 利用者は、利用の目的を市長の許可を受けないで変更し、又は利用の権利を第三者に譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第10条 市長は、利用者の申出による場合のほか、次の各号のいずれかに該当するときは、広場の利用の条件を変更し、又は利用を停止し、若しくは利用の許可を取り消すことができる。

(1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(2) 第5条各号に掲げる事由が生じたとき。

(3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が必要があると認めるとき。

(原状回復の義務)

第11条 利用者は、広場の利用が終わったとき、又は前条の規定により利用の許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

(損害賠償の義務)

第12条 広場の施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、賠償額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年10月1日から施行する。

(施行前の準備)

- 2 この条例の規定に基づく広場の利用に係る許可の受付及びこれに伴う使用料の徴収その他の行為は、この条例の施行の日前においてもこれを行うことができる。

別表（第6条関係）

区分	単位	使用料
広場半面点灯	1時間につき	290円
広場全面点灯	1時間につき	570円

備考 1時間に満たない利用時間がある場合は、当該利用時間を1時間とみなす。

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第74号

地方独立行政法人静岡市立静岡病院の役員の損害賠償責任に係る地方独立行政法人法第19条の2第4項に規定する条例で定める額を定める条例

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第19条の2第4項の規定により条例で定める額は、地方独立行政法人静岡市立静岡病院（以下「法人」という。）の役員が法人から同項の承認の日を含む事業年度以前の事業年度において支給され、又は支給されるべき報酬、当該承認前に支給された退職手当及び地方独立行政法人法施行令（平成15年政令第486号）第3条の2第1項に規定する総務省令で定める給付の1事業年度当たりの額に相当する額として同項に規定する総務省令で定める方法により算定される額に、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。

- (1) 理事長又は副理事長 6
- (2) 理事 4
- (3) 監事 2

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第75号

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成19年静岡市条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための検診・検査等業務手当の条例）

- 9 第5条第2項の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民等の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る業務であって市長が別に定めるものに従事したときは、検診・検査等業務手当を支給する。
- 10 別表の規定にかかわらず、前項の規定による検診・検査等業務手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触して又はこれらの者に長時間にわたり接して行う業務その他市長がこれに準ずると認める業務に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の静岡市職員の特殊勤務手当に関する条例附則第9項及び第10項の規定は、令和2年2月6日から適用する。

静岡市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第76号

静岡市税条例等の一部を改正する条例

(静岡市税条例の一部改正)

第1条 静岡市税条例（平成15年静岡市条例第102号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「寡夫」を「ひとり親」に改める。

第19条中「第12項」を「第11項」に、「寡婦（寡夫）控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に、「第7項」を「第6項」に改める。

第26条第1項ただし書中「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改める。

第27条の2の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第27条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削り、同項中第3号を削り、第4号を第3号とする。

第41条第2項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第58条第2項中「登録されている」を「登録がされている」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「これを」を削り、「課する」を「課することができる」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第58条第7項中「第10条の2の12」を「第10条の2の15」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「によって」を「により」に、「第49条の2」を「第49条の3」に、「みなす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「登録されている」を「登録がされている」に、「み

なす」を「みなすことができる」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 法第343条第5項に規定する探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、市は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。

第65条第9項及び第10項中「第349条の3第12項」を「第349条の3第11項」に改める。

第65条の2の見出し及び同条第1項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第2項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第3項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第81条の次に次の1条を加える。

（現所有者の申告）

第81条の2 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- （1）土地又は家屋の現所有者の住所又は所在地、氏名又は名称、次号に規定する個人との関係及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所又は所在地、氏名又は名称及び同号に規定する個人との関係）
- （2）土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人が死亡している場合における当該個人の住所及び氏名
- （3）その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項

第82条第1項中「のうち」を「が」に、「又は」を「若しくは」に、「によって」を「により、又は現所有者が前条の規定により」に改める。

第100条第2項に次のただし書を加える。

ただし、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこの本数の算定については、当該葉巻たばこの1本をもって紙巻たばこの0.7本に換算するものとする。

第100条第4項中「左欄に掲げる製造たばこ」の次に「（同項ただし書に規定する葉巻たばこを除く。）」を加える。

第102条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項（法第469条第1項第3号又は第4号に係る部分に限る。）」に、「第16条の2の3」を「第16条の2の3第2項」に、

第15条第33項第1号ニ」を「附則第15条第30項第1号ハ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第11項中「附則第15条第33項第1号ホ」を「附則第15条第30項第1号ニ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第12項中「附則第15条第33項第2号イ」を「附則第15条第30項第2号イ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第13項中「附則第15条第33項第2号ロ」を「附則第15条第30項第2号ロ」に改め、同項を同条第11項とし、同項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条第30項第2号ハに規定する設備について同号に規定する市の条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第19条の2第14項中「附則第15条第33項第3号イ」を「附則第15条第30項第3号イ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第15項中「附則第15条第33項第3号ロ」を「附則第15条第30項第3号ロ」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「附則第15条第33項第3号ハ」を「附則第15条第30項第3号ハ」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第16項とし、同条第18項を削り、同条第19項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第17項とし、同条第20項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第18項とし、同条第21項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第19項とし、同項の次に次の1項を加える。

20 法附則第15条第47項に規定する市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第19条の2第22項を同条第21項とし、同条に次の1項を加える。

22 法附則第62条に規定する市の条例で定める割合は、0とする。

附則第23条第2項中「平成31年度適用土地又は平成31年度類似適用土地」を「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」に改める。

附則第24条、第27条及び第28条の2中「法附則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条から第15条の3まで」に改める。

附則第30条の2中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

附則第33条第1項中「法附則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条から第15条の3まで」に改める。

附則第35条中「、第19項、第21項から第25項まで、第27項、第28項、第32項、第36項、第40項、第43項から第45項まで、第48項若しくは第50項」を「から第22項まで、第24項、第25項、第29項、第33項、第37項から第39項まで、第42項、第44項、第47項若しくは第48項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3又は第61条」に、「第34項」を「第33項」に、「法附則第15条から第15条の3まで」を「附則第15条から第15条の3まで若しくは第61条」に改め

る。

附則第35条の2第2項を削り、同条第3項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第3項とし、同条に次の1項を加える。

4 法附則第15条第47項に規定する都市計画税の課税標準となるべき価格に乗ずる市の条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第36条、第38条並びに第39条第2項及び第3項中「第19項を除く。）又は法附則第15条から第15条の3まで」を「第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3まで」に改める。

附則第42条第1項中「第35条の2第1項」の次に「、第35条の3第1項」を加える。

附則第43条第1項及び第2項中「令和2年度」を「令和5年度」に改め、同条第3項中「第35条の2」を「第35条の3」に改める。

附則に次の1条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等)

第57条 第6条の3第8項の規定は、法附則第59条第3項において準用する法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間について準用する。

第2条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

附則第19条中「第61条又は第62条」を「第63条又は第64条」に、「第61条若しくは第62条」を「第63条若しくは第64条」に改める。

附則第19条の2第22項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

附則第35条中「第61条」を「第63条」に改める。

附則に次の2条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第58条 所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。）第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第23条の規定を適用する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第59条 所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第6条第4項の規定の適用を受けた場合における附則第16条の3の2第1項の規定の適用については、同項中「令和15年度」とあるのは、「令和16年度」とする。

第3条 静岡市税条例の一部を次のように改正する。

第10条中「第321条の8第22項及び第23項の申告書に」を「第321条の8第34項及び第35項の申告書に」に、「においては」を「には」に改め、同条第4号中「によって」を「により」に改め、同条第5号中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同条第6号中「第321条の8第22項及び第23項」を「第321条の8第34項及び第35項」に改める。

第11条中「及び第4項」を削る。

第12条第3項中「規定する収益事業」の次に「(以下この項及び第16条第2項の表第1号において「収益事業」という。)」を加え、「第41条第10項から第12項まで」を「第41条第9項から第16項まで」に改める。

第16条第2項の表第1号オ中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第3項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改める。

第41条第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第10項、第11項及び第13項」を「第9項、第10項及び第12項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に改め、同条第2項中「又は第68条の91第4項及び第10項」を削り、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に改め、同条第3項中「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に改め、同条第4項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に改め、同条第5項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「同条第21項」を「同条第33項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に改め、同条第6項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第22項」を「第321条の8第34項」に、「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、同項第2号中「第321条の8第23項」を「第321条の8第35項」に改め、同条第9項を削り、同条第10項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に、「第12項」を「第11項」に改め、同項を同条第9項とし、

同条第11項を同条第10項とし、同条第12項中「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「第10項」を「第9項」に、「第75条の4第2項」を「第75条の5第2項」に改め、同項を同条第12項とし、同条第14項を同条第13項とし、同条第15項中「第13項」を「第12項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第16項中「第13項前段」を「第12条前段」に、「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第15項とし、同条第17項中「第13項後段」を「第12項後段」に、「第15項」を「第14項」に、「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に、「第10項」を「第9項」に改め、同項を同条第16項とする。

第42条第2項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に、「同条第23項」を「同条第35項」に、「、第2項又は第4項」を「又は第2項」に改め、同条第3項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改め、「(同条第2項又は第4項に規定する申告書を提出すべき法人が連結子法人の場合には、当該連結子法人との間に連結完全支配関係がある連結親法人（法人税法第2条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この項において同じ。）若しくは連結完全支配関係があった連結親法人が法人税に係る修正申告書を提出し、又は法人税に係る更正若しくは決定を受けたこと。次項第2号において同じ。）」を削り、同条第4項中「、第4項又は第19項」を「又は第31項」に改める。

第44条第4項から第6項までを削る。

第100条第2項ただし書中「0.7グラム」を「1グラム」に、「0.7本」を「1本」に改める。

附則第11条第2項中「及び第4項」を削る。

(静岡市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第4条 静岡市税条例等の一部を改正する条例（令和元年静岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、静岡市税条例第13条第1項第2号の改正規定を削る。

附則第1項第1号中「附則第6項及び第7項」を「附則第5項及び第6項」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 削除

附則第1項第4号中「附則第8項」を「附則第7項」に改める。

附則第5項を削る。

附則第6項の前の見出しを削り、同項を附則第5項とし、同項の前に見出しとして「(軽自動車税に関する経過措置)」を付し、附則第7項を附則第6項とし、附則第8項を附則第7項

とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中第100条第2項にただし書を加える改正規定及び同条第4項の改正規定並びに附則第17項の規定 令和2年10月1日

(2) 第1条中第13条第1項第2号、第19条及び第26条第1項ただし書の改正規定並びに附則第11条及び第12条第1項の改正規定、第2条並びに次項、附則第4項及び第5項の規定 令和3年1月1日

(3) 第3条中第100条第2項ただし書の改正規定及び附則第18項の規定 令和3年10月1日

(4) 第3条(前号に掲げる改正規定を除く。)並びに附則第8項及び第9項の規定 令和4年4月1日

(5) 第1条中附則第42条第1項及び第43条第3項の改正規定 土地基本法等の一部を改正する法律(令和2年法律第12号)附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日の属する年の翌年の1月1日

(延滞金に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の静岡市税条例(以下「新条例」という。)附則第11条の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後の期間に対応する延滞金について適用し、同日前の期間に対応する延滞金については、なお従前の例による。

(市民税に関する経過措置)

3 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和元年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

4 新条例第13条第1項(第2号に係る部分に限る。)、第19条及び第26条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

5 令和3年度分の個人の市民税に係る申告書の提出に係る新条例第26条第1項の規定の適用については、同項ただし書中「地震保険料控除額」とあるのは、「地震保険料控除額、ひとり親控除額(地方税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第5号)第1条の規定による改正前の法(以下「旧法」という。)第292条第1項第11号に規定する寡婦(旧法第314条の2第

- 3項の規定に該当するものに限る。)又は旧法第292条第1項第12号に規定する寡夫である第12条第1項第1号に掲げる者に係るものを除く。)]とする。
- 6 新条例第27条の2第1項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に支払を受けるべき同項に規定する給与について提出する同項及び同条第2項に規定する申告書について適用する。
- 7 新条例第27条の3第1項の規定は、施行日以後に支払を受けるべき所得税法(昭和40年法律第33号)第203条の6第1項に規定する公的年金等(同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。)について提出する新条例第27条の3第1項に規定する申告書について適用する。
- 8 附則第1項第4号に掲げる規定による改正後の静岡市税条例の規定中法人の市民税に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日(以下この項及び次項において「4号施行日」という。)以後に開始する事業年度(所得税法等の一部を改正する法律(令和2年法律第8号)第3条の規定(同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が4号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 9 4号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び4号施行日前に開始した連結事業年度(4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が4号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、なお従前の例による。
- (固定資産税に関する経過措置)
- 10 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 11 新条例第58条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 12 新条例第58条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 13 新条例第81条の2の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。

- 14 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号。以下「改正法」という。）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項及び附則第16項において「旧法」という。）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 15 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第33項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
- 16 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋及び償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
（市たばこ税に関する経過措置）
- 17 附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
- 18 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった葉巻たばこに係る市たばこ税については、なお従前の例による。
（都市計画税に関する経過措置）
- 19 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定は、令和2年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和元年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 20 平成28年4月1日から令和2年3月31日までの間に新たに取得された旧法附則第15条第40項に規定する家屋に対して課する都市計画税については、なお従前の例による。
- 21 施行日から改正法附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第35条の規定の適用については、同条中「、第47項若しくは第48項」とあるのは、「若しくは第47項」とする。

静岡市手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第77号

静岡市手数料条例の一部を改正する条例

静岡市手数料条例（平成15年静岡市条例第103号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円
個人番号の通知カードの再交付	1枚につき 500円

を

」

「

住民票又は戸籍の附票に関する証明	1通につき 300円
------------------	------------

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年7月13日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市条例第78号

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例

静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例（平成15年静岡市条例第260号）の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「特別措置法」という。」を加える。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置）

第7条 教育委員会は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

規 則

静岡市規則第70号

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年6月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市介護保険条例等施行規則(平成15年静岡市規則第71号)の一部を次のように改正する。

第61条第3号を次のように改める。

(3) 条例第23条第1項第5号 次のいずれかに該当すること。

ア 次のいずれにも該当すること。

(ア) 平均収入金額が基準生活費以下であり、かつ、生活保護を受けていないこと。

(イ) 条例第23条第2項の規定による申請書の提出があった日における第1号被保険者の属する世帯の全ての構成員の預貯金等(容易に換価が可能な動産及び不動産を含む。以下同じ。)の総額(市長が算定した額とする。)が基準生活費の12倍以下であること。

イ アに掲げるもののほか、特別な事情により保険料の納付が著しく困難なものであると市長が特に認める者であること。

第62条第3号を次のように改める。

(3) 条例第23条第1項第5号に該当する場合 次に定めるとおりとする。

ア 前条第3号アの規定に該当する者について、次の表に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、同表の減額割合の欄に定める割合とする。

第1号被保険者の区分	減額割合
条例第14条第1号に掲げる者	2分の1
条例第14条第2号に掲げる者	2分の1
条例第14条第3号に掲げる者	2分の1
条例第14条第4号に掲げる者	4分の1
条例第14条第5号に掲げる者	4分の1
条例第14条第6号に掲げる者	5分の1
条例第14条第7号に掲げる者	5分の1
条例第14条第8号に掲げる者	6分の1

条例第14条第9号に掲げる者	6分の1
条例第14条第10号に掲げる者	7分の1
条例第14条第11号に掲げる者	7分の1

イ 前条第3号イの規定に該当する者について、別に市長が定めるところによる。
様式第50号（裏）及び様式第55号（裏）中「すべて」を「全て」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第71号

静岡市会計規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年6月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市会計規則の一部を改正する規則

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号）の一部を次のように改正する。

第75条中第16号を削り、第17号を第23号とし、同号の前に次の4号を加える。

(19) 静岡市母子家庭等医療費助成規則（平成15年規則第114号）に基づく医療費の助成金

(20) 特別定額給付金

(21) 子育て世帯への臨時特別給付金

(22) ひとり親世帯臨時特別給付金

第75条中第15号を第18号とし、第14号を第17号とし、第13号の次に次の3号を加える。

(14) 児童手当及び児童手当法（昭和46年法律第73号）附則第2条第1項に規定する給付

(15) 児童扶養手当

(16) 特別児童扶養手当

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

静岡市規則第72号

静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年6月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

静岡市老人福祉法施行細則（平成15年静岡市規則第101号）の一部を次のように改正する。

様式第19号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第22号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

様式第25号を次のように改める。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

静岡市規則第73号

静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年6月23日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則の一部を改正する規則

静岡市介護医療院の開設許可等に関する規則（平成30年静岡市規則第48号）の一部を次のように改正する。

様式第1号付表（注）5（9）中「法第94条第3項第4号から第11号まで」を「介護保険法第107条第3項各号」に改め、同5（10）中「（9）」を「（10）」に改め、同5中（10）を（11）とし、（9）の次に次のように加える。

（10）介護支援専門員の氏名及びその登録番号を記載した書面

様式第1号付表（注）に次のように加える。

- 6 介護保険法施行規則附則第42条の規定に該当する場合にあっては、施設の管理者の氏名、フリガナ、生年月日及び住所に係る申請書の記載並びに5（3）、（4）、（6）及び（10）に掲げる書面の添付を省略することができます。

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

静岡市規則第74号

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年6月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市国民健康保険条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市国民健康保険条例等施行規則（平成16年静岡市規則第43号）の一部を次のように改正する。

附則に次の3項及び2様式を加える。

（新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の申請手続等）

- 8 条例附則第15項の規定による傷病手当金の支給を受けようとする者は、国民健康保険傷病手当金支給申請書（附則様式第1号）に療養の事実を証する書類を添えて市長に提出しなければならない。
- 9 市長は、前項の申請書の提出があったときは、速やかに審査決定し、国民健康保険傷病手当金支給（一部支給・不支給）決定通知書（附則様式第2号）により申請者に通知する。
- 10 条例附則第15項に規定する規則で定める日は、令和2年9月30日とする。

【様式は掲載省略】

附 則

この規則は、令和2年7月1日から施行する。

静岡市規則第75号

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和2年6月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則の一部を改正する規則

静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則(平成18年静岡市規則第179号)の一部を次のように改正する。

様式第32号中

「

障 害 者 ・ 児	フリガナ 受診者氏名		性別	男・女	年齢	歳	生年月日
							年 月 日

を

」

「

障 害 者 ・ 児	フリガナ 受診者氏名			年齢	歳	生年月日
						年 月 日

に

」

改める。

様式第37号(表)及び様式第38号(表)中

「

受	フリガナ		性別	生年月日
---	------	--	----	------

診 者	氏 名		男・女	年 月 日	を

「

受 診 者	フリガナ		生年月日	に
	氏 名		年 月 日	

」

改める。

様式第39号（表）中

「

受 給 者	氏 名		性 別	生年月日	を

」

「

受 給 者	氏 名		生年月日	に

」

改める。

様式第43号及び様式第44号中

「

受 診 者	フリガナ		性 別	生年月日	を
	氏 名		男・女	年 月 日	

」

「

受 診	フリガナ		生年月日	に
	氏 名		年 月 日	

」

者			
---	--	--	--

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「旧規則」という。）の様式により提出されている文書は、この規則による改正後の静岡市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行条例等施行規則（以下「新規則」という。）の相当様式により提出された文書とみなす。
- 3 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により交付されている旧規則第34条の受給者証は、当該受給者に係る支給認定の有効期間の満了の日又は当該受給者証の再交付を受ける日までの間は、新規則の様式により交付された受給者証とみなす。
- 4 この規則の施行の際、現に旧規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。

告 示

静岡市告示第462号

地方自治法施行令第158条の2第1項の規定による地方税の収納の事務の委託を定めた告示
(平成19年静岡市告示第206号)の一部を次のように改正する。

令和2年6月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

「
LINE Pay株式会社代表取締役社長 を
」
「
LINE Pay株式会社代表取締役 に
」

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から適用する。

静岡市告示第463号

地方自治法施行令第158条第1項の規定による歳入金の徴収又は収納の事務の委託を定めた告示（平成15年静岡市告示第5号）の一部を次のように改正する。

令和2年6月22日

静岡市長 田 辺 信 宏

表中

静岡市清水駅東口ライミング場使用料の徴収事務	静岡市清水駅東口駐車場及び自転車等駐車場管理運営共同企業体代表企業静岡ビルサービス株式会社代表取締役	を
------------------------	--	---

静岡市清水駅東口ライミング場使用料の徴収事務	清水駅まちづくりパーキング共同事業体代表企業静岡ビルサービス株式会社代表取締役	に
------------------------	---	---

改める。

附 則

この告示は、令和2年4月1日から適用する。

静岡市告示第484号

児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置、同条第2項に規定する委託措置及び同法第33条の6第1項に規定する児童自立生活援助の実施に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を次のとおり定めたので、同条第3項の規定により告示する。

令和2年6月30日

静岡市長 田 辺 信 宏

- 1 助産の実施、母子保護の実施、小規模住居型児童養育事業を行う者及び里親への委託並びに児童福祉施設（障害児入所施設を除く。）への入所の措置並びに児童自立生活援助の実施

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	母子生活支援施設、児童自立支援施設通所部、児童心理治療施設通所部及び児童自立生活援助事業の事業所
階層区分	定義	徴収金基準額 (月額)	徴収金基準額 (月額)
A	生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯（単給世帯を含む。以下同じ。）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯	0円	0円
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税	2,200円	1,100円

	の非課税世帯			
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）		4,500円	2,200円
D 1	A階層及びC階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	9,000円以下	6,600円	3,300円
D 2		9,001円以上 27,000円以下	9,000円	4,500円
D 3		27,001円以上 57,000円以下	13,500円	6,700円
D 4		57,001円以上 93,000円以下	18,700円	9,300円
D 5		93,001円以上 177,300円以下	29,000円	14,500円
D 6		177,301円以上 258,100円以下	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし、そ の額が41,200円を 超えるときは 41,200円とする。）	20,600円
D 7		258,101円以上 348,100円以下	その月のその措置 児童等に係る措置 費等の支弁額（全 額徴収。ただし、そ の額が54,200円を 超えるときは 54,200円とする。）	その月のその入所 世帯に係る措置費 等の支弁額（全額 徴収。ただし、その 額が27,100円を超 えるときは27,100 円とする。）
D 8		348,101円以上	その月のその措置	その月のその入所

	456,100円以下	児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）	世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が34,300円を超えるときは34,300円とする。）
D9	456,101円以上 583,200円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が42,500円を超えるときは42,500円とする。）
D10	583,201円以上 704,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が51,400円を超えるときは51,400円とする。）
D11	704,001円以上 852,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が61,200円を超えるときは61,200円とする。）
D12	852,001円以上	その月のその措置	その月のその入所

	1,044,000円以下	児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円とする。）	世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が71,900円を超えるときは71,900円とする。）
D13	1,044,001円以上 1,225,500円以下	その月のその措置費児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が83,300円を超えるときは83,300円とする。）
D14	1,225,501円以上	その月のその措置費児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。）	その月のその入所世帯に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が95,600円を超えるときは95,600円とする。）

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D14階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割（この所得割を計算するに当たっては、同法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。）の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。

- 2 階層区分の認定について、「控除廃止の影響を受ける費用徴収制度等（厚生労働省雇用均等・児童家庭局所管の制度に限る。）に係る取扱いについて（平成23年7月15日雇児発0715第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）」の規定によって再計算しないものとする。
- 3 所得割の額を算定する場合には、措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
- 4 この表の「入所施設」とは、児童養護施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設、乳児院、助産施設、小規模住居型児童養育事業の事業所及び里親をいう。
- 5 児童の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
 - (1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯（児童自立生活援助事業の事業所の入所児童は単身世帯とみなす。）
 - (2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であって、民法（明治29年法律第89条）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯
 - (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第24条の2により障害児入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項及び第12項から第14項までのサービスに限る。以下同じ。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知別紙）に定める療育手帳の交付を受けた者
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別

- 児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法(昭和34年法律第141号)に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると児童福祉法第56条の規定による市長が認めた世帯
- 6 次の(1)から(3)までのいずれかに該当する者については、地方税法第292条第1項第11号に規定する寡婦又は同項第12号に規定する寡夫とみなし、その者の前年の所得(地方税法第292条第1項第13号に規定する所得金額の合計額。1月から6月までの間の利用においては、前々年とする。以下同じ。)が同法第295条第1項第2号の規定に該当するときは、市町村民税非課税として取扱う。また、前段の規定により寡婦又は寡夫とみなした者であって、市町村民税非課税として取り扱う者以外の者については、1における所得割の額を計算するに当たっては、総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の合計から、(1)又は(3)に該当する場合にあつては26万円を、(2)に該当する場合にあつては30万円を控除するものとする。
- (1) 婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、扶養親族その他その者と生計を一にする子(前年の所得が所得税法第86条第1項の規定により控除される額(以下「基礎控除額」という。)以下である子(他の者の同一生計配偶者又は扶養親族である者を除く。以下同じ。))を有するもの((2)に掲げる者を除く。)
- (2) (1)に掲げる者のうち、扶養親族である子を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- (3) 婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもののうち、その者と生計を一にする子(前年の所得が基礎控除額以下である子)を有し、かつ、前年の所得が500万円以下であるもの
- 7 同一世帯から2人以上の児童等が入所している場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、その施設のこの表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。ただし、措置児童等の属する世帯の扶養義務者が、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている場合、当該措置児童等の世帯に係る徴収金基準額については、「児童入所施設に係る徴収金基準額+児童入所施設に係る徴収金基準額

×0.1×（当該世帯における施設入所児童の人数－1）」を当該世帯に係る上限（当該世帯における施設入所児童のうち、徴収金基準額が全額徴収若しくは日割りであること又は児童自立支援施設通所部若しくは児童心理治療施設通所部の徴収金基準額である場合は、当該世帯における施設入所児童の徴収金基準額の合算額を当該世帯の上限額とする。なお、児童福祉法第21条の5の2の障害児通所給付費又は同法第24条の2の障害児入所給付費を支給されている児童等に係る徴収金基準額は、2障害児入所施設への入所及び指定発達支援医療機関への委託の措置の表の規定による徴収金基準額とする。）とし、その額がその月の利用者負担額（児童福祉法第24条の7に規定する食事の提供に要した費用及び居住に要した費用並びに同法第21条の5の28に規定する肢体不自由児通所医療又は同法第24条の20に規定する障害児入所医療に係る利用者負担を含む利用者負担の上限額（実際に利用者負担として支払った額が上限額を下回る場合は当該支払った額とする。）をいう。以下同じ。）を上回る場合は、その額と障害児施設の利用者負担額との差額を児童入所施設に係る徴収金基準額とし、障害児施設の利用者負担額が当該世帯の上限額を上回る場合は、児童入所施設に係る徴収金基準額は、0円とする。

8 里親又は小規模住居型児童養育事業を行う者に委託されている児童及び児童養護施設又は母子生活支援施設に入所している児童が、児童自立支援施設又は児童心理治療施設へ通所する場合の通所に係る徴収金基準額は0円とする。

9 助産施設における助産の実施については、次のとおりとする。

(1) 児童福祉法第22条に規定する助産の実施は、その妊産婦が次のいずれかに該当するときは行わないものとする。

ア その妊産婦の属する世帯の階層区分がD階層であるとき。ただし、真にやむを得ない特別の理由があるときはD階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円以下の場合であっても差し支えない。

イ その妊産婦の属する世帯の階層区分がA階層及びB階層である場合を除いて、その妊産婦が社会保険の被保険者、組合員又は被扶養者でその社会保険において出産育児一時金等の出産に関する給付を受けることができる額（医学的管理の下における出産について、特定出産事故に係る事故が発生した場合において、出生者の養育に係る経済的負担の軽減を図るための補償金の支払に要する費用の支出に備えるための保険契約（出生者等に対し、総額3,000万円以上の補償金を支払う契約）が締結されており、かつ、特定出産事故に関する情報の収集、整理、分

析及び提供の適正かつ確実な実施のための措置を講じている場合に、その保険料相当額として支払われる額を除く。以下「出産一時金の額」という。)が、404,000円以上であるとき。

(2) 入所妊産婦に係るこの表の適用については、その出産一時金の額にB階層にあつては0.2、C階層にあつては0.3、D階層のうち市町村民税所得割の額が19,000円以下の場合にあつては0.5をそれぞれ乗じて得た額をこの表の徴収金基準額に加えるものとする。なお、この表の徴収金基準額は、その入所の措置が採られた日から解除される日までの期間に係る基準額とみなす。

2 障害児入所施設への入所及び指定発達支援医療機関への委託の措置

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)	
階層区分	定義		
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0円	
B	A階層を除き当該年度分の市町村民税の非課税世帯	2,200円	
C	A階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であつて、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯 (所得割の額のない世帯)	4,500円	
D 1	A階層及びC階層を	12,000円以下	6,600円
D 2	除き当該年度分の市町村民税の課税世帯	12,001円以上	9,000円
		30,000円以下	
D 3	であつて、その市町村民税所得割の額の区	30,001円以上	13,500円
		60,000円以下	
D 4	分が次の区分に該当する世帯	60,001円以上	18,700円
		96,000円以下	

D 5	96,001 円 以上 189,000円以下	29,000円
D 6	189,001 円 以上 277,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が41,200円を超えるときは41,200円とする。）
D 7	277,001 円 以上 348,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が54,200円を超えるときは54,200円とする。）
D 8	348,001 円 以上 465,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が68,700円を超えるときは68,700円とする。）
D 9	465,001 円 以上 594,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が85,000円を超えるときは85,000円とする。）
D10	594,001 円 以上 716,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が102,900円を超えるときは102,900円とする。）
D11	716,001 円 以上 864,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が122,500円を超えるときは122,500円とする。）
D12	864,001 円 以上 1,056,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費等の支弁額（全額徴収。ただし、その額が143,800円を超えるときは143,800円

		とする。)
D13	1,056,001円以上 1,238,000円以下	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が166,600円を超えるときは166,600円とする。)
D14	1,238,001円以上	その月のその措置児童等に係る措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が191,200円を超えるときは191,200円とする。)

備考

- 1 この表のC階層における「均等割の額」とは、地方税法第292条第1項第1号に規定する均等割の額をいい、同階層及びD1～D14階層における「所得割の額」とは、同項第2号に規定する所得割の額をいう。なお、同法第323条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。
- 2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
 - (1) 地方税法第314条の7及び第314条の8並びに附則第5条第3項、第5条の4第6項及び第5条の4の2第5項の規定は適用しないものとする。
 - (2) 地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族（16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族（19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
 - (3) 当該扶養義務者が指定都市の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
 - (4) 地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚

姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

- ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。
- イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。
- 3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。
- 4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、この表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。
- (1) 単身世帯 扶養義務者のいない世帯
- (2) 母子世帯等 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子及び同条第2項に規定する配偶者のない男子であつて、民法第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯
- (3) 在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、児童福祉法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者総合支援法第6条の自立支援給付の受給者又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯 次に掲げる児（者）を有する世帯
- ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者
- イ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けた者
- ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児及び国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者
- エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者
- (4) その他の世帯 保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困

窮していると児童福祉法第56条の規定による市長が認めた世帯

- 5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。
- 6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、児童福祉法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。ただし、当該措置児童等に係る措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。
- 7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和2年7月1日から施行する。

(旧告示の廃止)

- 2 児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施等に関する静岡市児童福祉法等施行細則第33条第2項に規定する費用に係る徴収基準を定めた告示（平成24年静岡市告示第793号）は、廃止する。

(経過措置)

- 3 この告示の施行の日の前日までに行われた児童福祉法第22条第1項に規定する助産の実施、同法第23条第1項に規定する母子保護の実施、同法第27条第1項第3号に規定する措置又は同条第2項に規定する委託措置に係る同法第56条第2項及び第3項の規定に基づく費用に係る徴収基準については、なお従前の例による。